

いわゆる「密約」問題に関する調査  
報告対象文書

(4. 1972 年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」問題関連)

**【注意事項】**

- このファイルは多数のページがあります。
- 印刷する際には留意願います。

3001 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘の朱印) <b>無期限</b>	符号表示 <b>暗</b> 略 平	※ 総第 <b>22 162</b> 号
部の内号	※ 第 <b>△ 236</b> 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発
YYYYY	大至急 <b>至急</b> 普通・LTF	※ 発電係 <b>22</b>

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長  参事官  北米一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局北米一課  起案 昭和 年 月 日 <b>45 12 22</b>  起案者 電話番号 <b>荒尾 2467</b>
---------------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

協議先

条約課長  
安全保障課長

大使 臨時代理大使

在 米手場 総領事 代理 大臣 発

電 在 沖繩 高瀬 大使 臨時代理大使

報 総領事 代理 大臣 発

件名

沖繩返還問題(本大臣・米大使定例会談)

● 22日夕刻約1時間以内の会談

概要次のとおり。

1. 対米請求問題および施政区域につ

き本大臣よりこれぞレターキープデーに

手交し、かつ口頭にて説明を行った。(別電106

(昭和四二・七一 改正)

限定配布

漢

寧 濟

電信課長

外務審議官

漢

Vertical handwritten notes on the left margin.

2.

右に対し、二ヶ一大使より検討を約した外、  
取りあえがのコメントとして次の如く述べた。

(1). 請求問題については、

(a). 米側提案は小笠原協定と同文で  
あり、これに議会の通すのに最も良いと  
考えている。

(b). 昨<sup>年</sup>のコミュニケ作成交渉で再三  
申し上げたと思うが、「復帰は米国にとり  
出費を伴うことなし」との原則よりして、  
これら請求を満たすための財政支出を  
議会に要求することは、はなはだ困難で  
ある。

(2). (a). 施設区域についても、昨年の交渉  
に当り議会に対し「返還」されるのは施設  
のみで、米基地の存続は認め

3.

される」この説明<sup>に</sup>反し、日本側の一方的な  
決定で施設を明け渡す(SURRENDER)  
こととなり承服出来ない。もしも現存基  
地 全2か、神聖不可侵というのではないが、  
返還は米側の発意によるで(日本側の)  
圧かに屈いた形では困る。

(四) (同<sup>席</sup>のスタンダード公便より) 基地の  
必要<sup>か</sup>かどうかの判定は軍事的判断に  
属する。また、REVIEWの必要は認め  
るが、日本側) トーキング・ペーパーの如く  
「詳細にわたる再検討」では極めて  
長時間を要しと2週間を合合わせる。本  
土では不要になった基地を必ず返還  
している米国の実<sup>績</sup>に照らし、日本政府は  
国会に対して復帰後返還、されることあり

4.

るべしと説明するところから然るべきである。大河原局長心得と自らの非公式に考え出した PROCEDURE が、一つ一つの基地の詳細検討ではなかった筈である。

2. 右に対し同席の安川審議官、井川条約局長等より、米側には若干の誤解があると思われ、旨前置きの上、次の如く述べた。

(1). 請求問題について

(a). 当方の提案は協定案文についてではなく、協定署名までの請求をかたづけなければならない、条文はその結果を見て協議するところにある。結果として小笠原協定と同様な表現となる。

(b). 「支出を伴う回復」というが、これは請求は回復をよって発生したのではない。

5.

また復帰の有無に問わず（復帰または）  
解決されるべきでない。

(1). (本大臣より) 多くの請求を事務当局  
~~ともども~~ スクリーンにのみで圧縮したのか当  
才ペーパーに出ているものである。

(上記に対し「ス」公便より、米側も請求  
に関するデータを集める検討中であり、  
日本側)とともに研究する用意がある。何れ  
にせよ、これは講和前補償の枠外と考  
える旨述べた)。

(2). 施設を域について一つ一つに関し本土  
での新施設提供の際の如きこまかな手続  
を言っているのではなく、国内に説明するに  
足る REVIEW の必要であると言っているの  
であり、これは平和条約発効前にも~~似た~~<sup>似</sup>た

6.

ようなことが行われたと記憶している。何れにせよ、返還協定署名までに合意に達することをしたい。

3. 「又」大使より、米系外資企業につき前回の会談に続いて何か SPECIFIC RESPONSE をいただけないか。特にクエスチョネアに記入された各企業の質問事項への回答如何と質問したので、本大臣より、前回は原則的な考え方を示したのであり、具体的な点につき関係各省で誠意をもって検討中との事、外務省よりもこれに促進した努力が所存な旨述べた。また「又」大使より、VOAと並んでこの問題が最も困難であると述べた。
4. 以上につきプレスに対しては、定例の構議を行ったとのみ述べることにした。

7.

5. コザ事件については別途電報のとおり。

別電と並に沖縄に転達した。  
報

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b> 無期限 部の内 <del>XXXX</del>	符号表示 <b>暗</b> 略 平	※ 総第 22 163 号
	※ 第 2361 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 DEC 23 0 0 4
	大至急 <b>至急</b> 普通 LTF	※ 発電係 <b>②</b>

(※印欄内は電信課記入)

電信課長  
代 十村

限定配布

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和45年12月22日 起案者 電話番号 法眼 2467
---------------------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------------------------------

協議先

在 米 牛場 **大使** 臨時代理大使  
総領事 代理 いて 愛知外務 大臣 発

**電報** 在 沖繩 高球 **大使** 臨時代理大使  
総領事 代理 いて

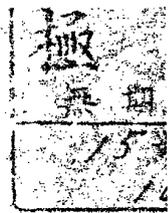
件名  
沖繩返還問題 (本大臣・米大使定例会談) (~~限定配布~~)

往電米北一第 2360 号 別電1

10/4

写 済

(昭和四二・七・一 改正)



2361  
Confidential

1970.12.22

Talking Paper  
(Treatment of Claims)

In connection with the return of the administrative rights over Okinawa from the United States to Japan, the basic views of the Government of Japan as to how the unresolved claims of the people of Okinawa against the United States authorities should be treated, are as follows. The final position of the Government of Japan on the provisions concerning claims to be included in the reversion agreement will be determined in the light of the outcome of the discussions between the two Governments on this matter.

I.

1. The following claims should be settled by the Government of the United States with ex gratia payments in view of the principle of equity.

Restoration of Lands

In respect of claims for restoration of damages caused by the U.S. authorities on or after July 1, 1950 to the private lands under the use thereof, legal remedies are provided under HC Ordinance 20. In respect of claims arising out of the damages caused by the same authorities on or

before June 30, 1950, ex gratia payment was made by the United States under HC Ordinance 60, provided that the lands concerned were released from the use of the U.S. authorities on or before June 30, 1961. No remedy is provided, however, in respect of claims arising out of the damages caused by the same authorities on or before June 30, 1950 to the private lands released or to be released during the period between July 1, 1961 and the reversion day. The mere difference in timing of release should in no way justify such substantive discrimination described above. Therefore, it is considered necessary that the Government of the United States make ex gratia payment at least to the same level as provided under HC Ordinance 60 for those damages to private lands which are now left without remedies. (According to the data of the Government of the Ryukyu Islands now available to the Government of Japan, claims for restoration compensation falling within this category amount to \$4,408,836.56 as of 1970.)

Personal Injuries and Deaths

Under HC Ordinance 60, the Government of the United States has made ex gratia payment to compensate for personal injuries and deaths of the people of Okinawa caused by the

U.S. authorities during the Pre-Peace Treaty period. However, some claimants were prevented by the circumstances beyond their control from establishing their claims in accordance with the then required procedures and therefore from receiving above-mentioned ex gratia payment. For the reason of equity and for humanitarian reasons, it is considered necessary that the Government of the United States as the administering authority of Okinawa give special consideration so that the claimants falling within this category can also benefit from the ex gratia payment similar to that made under HC Ordinance 60. (According to the data of the Government of the Ryukyu Islands now available to the Government of Japan, claims for compensation in respect of Pre-Peace Treaty personal injuries and deaths amount to \$573,954.18.)

2. Submerged Lands

Construction involved in the expansion of Naha Port has resulted in the loss of approximately 10,000 tsubos of private land, which, though submerged under water, is still placed under U.S. leasehold in accordance with HC Ordinance 20. Since the submerged area cannot be treated as land, the situation described above is nothing but the loss of private property for the landowners concerned. It is therefore considered necessary that the United States take steps to provide the landowners with adequate redress.

As a matter of fact, since such submerged area cannot in any way be treated as land after the rescission of HC Ordinance 20, the termination of the present lease thereunder would inevitably give rise to claims for compensation for the loss of the said piece of land.

1-5

3. Commonage

Common of estovers on certain public lands traditionally enjoyed as communal profit has been lost or drastically curtailed as a result of restrictions imposed upon the access of the inhabitants concerned to such lands due to the use thereof by the U.S. authorities. If the claims of such inhabitants prove to be meritorious, the United States Government is requested to take appropriate measures with a view to bringing about satisfactory settlement of the question.

II.

With respect to claims, either pending or latent at the time of reversion, the remedies for which may be sought under the laws of the United States or local laws of Okinawa applicable during the period of the United States administration, it is expected that the Government of the United States provide suitable procedural machinery for it to deal with and settle such claims after reversion. The Government of Japan is prepared to discuss the modalities of such machinery and formulation thereof. Claims in this category include the following:

(1) Claims for restoration of damages caused by the U.S. authorities on or after July 1, 1950, which are to be settled

6-201

in accordance with the procedures set forth in HC Ordinance 20.

(2) Claims arising out of loss or damage to fishery rights and those related to the rentals of the lands leased under HC Ordinance 20, presently processed for settlement by the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands.

(3) Claims arising from personal injuries and deaths caused by the U.S. Forces as well as from pollution and other hazards and nuisances attributable to the presence of military bases, which may be the subject of settlement under Foreign Claims Act.

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極 秘</b> 無 期 限	符号表示 暗 略 平 ※	総第 <b>22 164</b> 号
※	第 <b>2362</b> 号	※昭和 年 月 日 時 分 発 <b>DEC 23</b>
部の内	大至急 <b>至急</b> · 普通 · LTF	※ 発電係 <b>4</b>

(※印欄内は電信課記入)

代 案  
限 定 配 布

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 <b>米北 1</b> 起案 昭和 <b>45</b> 年 <b>12</b> 月 <b>22</b> 日 起案者 <b>法眼</b> 電話番号 <b>2467</b>
-----------------------------------------------	-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

協議先

在 **米牛場** **大使** 臨時代理大使  
総領事 代理 於 **愛知外務** 大臣 発

電 在 **沖繩高瀬** **大使** 臨時代理大使  
総領事 代理 於

件名  
**沖繩返還問題 (本大臣・米大使定例会談)** ~~(限定配布)~~

**住電米北 - 第 2360 号 別電之**

(昭和四二・七一 改正)

193

写 済

Confidential

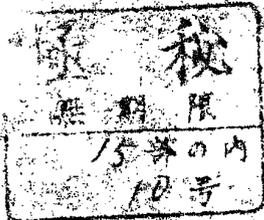
1970. 12. 22.

Talking Paper

(Restoration of the lands to be provided  
the United States upon reversion under the SOFA)

With respect to the private lands presently leased under HC Ordinance 20, which may be provided as facilities and areas under the SOFA upon reversion, the Government of Japan is prepared to agree to a formula whereby upon the eventual release of the lands concerned, the questions relating to restoration and to the disposition of the U.S. assets left thereon shall be dealt with in the same manner as under Article IV of the SOFA. The said formula, however, will not apply to such private lands now under the use of the U.S. authorities, which may be agreed not to be provided after reversion as facilities and areas under the SOFA, since the question of restoration of such lands is to be dealt with under HC Ordinance 20.

The question relating to the formulation of the formula described above will be discussed later between the two Governments.



(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b> 無期限	符号表示 <b>暗</b> 略 平	※ 総第 <b>22 165</b> 号
※ 第 <b>2363</b> 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発	※ DEC 23 00 05 発電係
YMYY 号	大至急 <b>至急</b> 普通 LTF	

(※印欄内は電信集記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 45年 12月 22日 起案者 電話番号 法眼 2467
---------------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------------------------------

協議先

在 **米牛場** **大使** 臨時代理大使  
総領事 代理 於 **愛知外務** 大臣 發

**電報** 在 **沖繩 高瀬** **大使** 臨時代理大使  
総領事 代理 於

件名  
沖繩返還問題 (本大臣・米大使定例会談) ~~限定配布~~

往電米北1 第 2360 号別電了

Blank lines for additional information.

(昭和四二・七一 改正)

GB-

限定配布

154

写 齊

電信課長 代 十 齊

2363

3

Confidential

1970.12.22.

極 秘  
無 期 限  
15 部の内  
10 号

Talking Paper

Detailed information is requested by the Government of Japan concerning the U.S. management of the public lands during the time of the U.S. administration of Okinawa, including the following:

- (1) Present conditions,
- (2) Modalities of their utilization, including uses by the U.S. authorities or leasing to private firms and individuals,
- (3) The operation of fiscal machinery such as funds, if any, established for the management of these lands,
- (4) Details of the earnings (reportedly to be about \$700,000 per annum) from the management of these lands,
- (5) Details of expenditures of such earnings, including specific purposes for which the expenditures have been made.

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b> 無期限	符号表示 暗 略 平 ※ 総第 <b>22 166</b> 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 DEC 22 2 3 4
Y Y Y Y 部 号	※ 第 <b>2364</b> 号	※ 発電係 <b>5</b>
	大至急 至急 普通 LTF	

電信課長、  
伏十林

漢  
限定配布

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和45年12月22日 起案者 電話番号 法眼 2467
---------------------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------------------------------

協議先

在 米 牧場 **大使** 臨時代理大使  
総領事 代理 あて 愛知外務 大臣 発

電 報 在 沖繩 高瀬 **大使** 臨時代理大使  
総領事 代理 あて

件名  
沖繩返還問題 (本大臣・米大使定例会談) (限定)

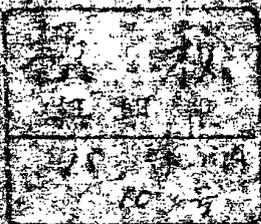
往電 米北-第 2360 号 別電

326

手  
簿

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七一 改正)



4

請求格別ペーパーに関する大臣発言要領（案）

4.5.12.22  
案 案

- 1 沖縄の施政権のわが国への返還に際して、沖縄住民の米俵に対する米解決の請求問題についての日本側の立場を述べたトーキング・ペーパーを用意いたしました。わが方にとり、この問題の円満な解決はきわめて重要であり、沖縄住民を初めわが国民が多大な関心をもつてこの問題の解決の行く様子を期待していることは、本件についての国会審議や報道等より既に米口を御存知のとおりであると考えます。
- 2 御承知のとおり本件請求問題は沖縄住民の身分等にかつたる複雑多岐な問題を包含しており、問題の検討だけでも相当困難な作業でありました。したがって検討済みの問題があるか御知れませんが、もし万

一 そのような問題が見出され、これが合理的な請求であると判断される場合には追加的に問題が提起されることもあり得ますので、あらかじめお断わりしておきたいと思えます。

3 トーキング・ペーパーに示された考え方は、沖縄現地から提起されたもろもろの請求に関する要望を詳細に検討し、スクリーンしたものでありまして日本側としてはきわめて合理的提案であると考えておりますので、米側においておが方の懸念を十分理解され、本件解決に協力していただきたいと思えます。

4 なお、既に述べましたごとく、本件は複雑多岐な問題を含んでおりますので、それらの技術的立場については、必要に応じて、いずれ事務当局からも十分に説明させたい、と思えます。

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b> 無期限	符号表示 暗 略 平 第 2365 号	※ 総第 22 167 号 ※ 昭和 年 月 日 時 分 発 DEC 22 2 3 1 2
部内号	大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係

電信課長  
父子林

(※印欄内は電信課記入)

限定配布

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北木才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和45年12月22日 起案者 電話番号 法眼 2467
---------------------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------------------------------

協議先

大使 臨時代理大使  
在 米牛場 総領事 代理 米北 大使 臨時代理大使  
あて 愛知外務 大臣 発

電報 在 沖繩高瀬 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 代 理 あて

件名 沖繩返還問題(本大・米大使定例会談) (限定配布)

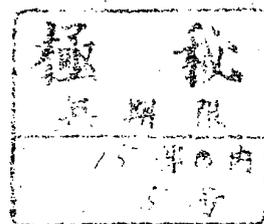
往電米北-第 2360 号 別電 5

写済

311

(昭和四二・七一 改正)

2366



施政。区域ペーパーに関する  
大臣発言案

昭和45/12/22

アメリカ局新米第一課

1. このペーパーの主眼とするところはすでに大  
河原アメリカ局長心機よりスナイダー公使等に  
屢次甲し上げていると聞いているが、米側案第  
3条に対する当方の考え方をここにはじめて文  
草にしたものである。これを御検討願つた上、  
SITのや外交ルートでの協議を行ない、1日も  
早く互に満足すべき解決に到達したい。
2. いうまでもなく日本の安全保障にとつても在  
沖米軍の機能が有効に保たれることは肝要で  
あり、このためにも復帰後の基地提供は当然で  
ある。しかしながら、既存の米軍基地を全くそ  
のまま提供しなければ安保条約の目的とするこ  
ろを達成できないなどということはありません、  
昨年の総理・大統領会談でも100パーセント  
提供するとは約束しておらず、現に共同声明発  
出後本大臣は、「既存の米軍基地がそのまま既

得権として存続するものでないことは自明の理である」と説明している次第である。

3. 在沖米軍基地に対しては、現地のみならず本土においてもある国民感情が存していることは否めない事実であるが、政府としてはいやしくも米軍に提供することと決めた施設であれば、あくまでこれが正当性を主張しなくてはならない。そのため提供に先立つて政府自らこの基地は安保条約の目的に照らして必要であることを十分納得すべきことは当然である。でなければ、政府は国会その他の場で懸念をもつて国民に対し説明できないのである。

4. 基地が真にその機能を発揮するためには、住民の理解と支持をえなくてはならないことは御承知のとおりであるが、最近の不幸なコザ事件が端的に<sup>示</sup>すごとく、沖縄住民の心理はまことに複雑である。那覇市衝地内外の軍用施設の返還の必要性については、すでに貴大使に申し上げたとおりであるが、右のほかにも返還ないし整理統合が整ましく、しかもそうすることが

米軍の機能發揮に支障のないものがあると信じている。

(注：先方質問あれば、目下使用していないヨミタン、モトブ、伊江島<sup>イヅマ</sup>の各飛行場<sup>の飛行場</sup>、モトブの石切場、各種ビーチ、ゴルフ場等々を例示する。)

これらについても偏見をすて虚心坦懐に適当な場で話合わせて行くこととしたい。

さらにこのほか個々の施設につき、付近住民の要望等も多々あることでもあり、これもあわせて勘察せしめて行きたい。

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b> 無期限	符号表示 暗 略 平 第 2366 号	※ 総第 22 168 号 ※ 昭和 年 月 日 時 分 発 DEC 23 0 0 1
部内号 YYYYY	大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係

電信課長 林

(※印欄内は電信課記入)

漢

限定配布

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 45 年 12 月 22 日 起案者 電話番号 法眼 2467
---------------------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------------------------------------

協議先

大使 臨時代理大使  
在 米牛場 総領事 代理 米北 大使 發

電報 在 沖繩 高瀬 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 米北 大使 發

件名  
沖繩返還問題 (本大臣・米大使定例会談) (限定配布)

往電米北一第 2360 号別電 6

506

写 済

(昭和四二・七・一 改正)

2365

秘 密
無 期 限
8 部 局 号
5 号

Confidential

1.70. 12. 22.

Working Paper  
(Facilities and Areas)

5.

1. In the Joint Communiqué of November 21, 1969, Prime Minister Sato and President Nixon agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security such military facilities and areas in Okinawa as required in the mutual security of both countries.

Article VI of the Treaty defines the purpose of granting the use of facilities and areas as contribution to the security of Japan and the maintenance of international peace and security in the Far East. It follows from the foregoing that in granting the use of particular facilities and areas in Okinawa, there must be agreement between the governments of Japan and the United States that they fit the purposes of Article VI cited above.

2. In order to arrive at the agreement mentioned in 1. above, it is necessary to make a full and detailed review of the United States installations and sites in Okinawa to be granted the use after reversion as facilities and areas under the Treaty and the SOPA. Such review could

take

- 2 -

take place within the framework of the Japan-U.S. SOFA Task Group, substantive agreement to be reached subsequently through diplomatic channels.

3. The draft Article III proposed by the United States side does not take into account the foregoing considerations. Further discussion by the two sides is needed for a mutually acceptable text clearly reflecting such considerations to be worked out.

(Note: The views of the Japanese side on the so-called Okazaki-Rusk formula have been transmitted to the U.S. side on November 11, 1970.)

極 秘
無 期 限
10 部の内
9 号

沖縄返還問題  
(吉野・スナイダー会談)

昭和46 4.21  
アメリカ局北米第一課

21日吉野アメリカ局長は、ワシントン会議出席後毎任の在京米大使館スナイダー公使と本件につき会談し、協議案を全般的にレビューしたところ、要旨次のとおり。(井川条約局長同席)

なお、スナイダー公使は、今般の会議により主要な問題点について米側関係者の合意がえられ、詳細な点を除き本21日正式な調合に接したところ、今後詰問書につき(1) SUBSTANCE の詰めと、(2) DRAFTING の作業を並行して行なうこととし、次回愛知大臣・マイヤー大使会議までに合意しうる問題(従述の陸軍情報学校、第三国訓練問題の取扱い等)については合意に達しかくよう取り進めたい旨述べ、当方これを了承した。

1. 外資系企業取扱い問題

- (1) 先方より、米側は商務省関係者を含め本件進捗ぶりに認じて満足しているが、(2) 琉球外資法ライセンスの DE FACTO REVALIDATION

( 現案の業務内容ではなく、未使用の投資種を含む免許の内容そのものの承認 )、( 在沖米企業の本拠を沖縄に限ることはやむをえないとしても、本土における活動も承認すること、( 米企業による国策有地賃貸借の継続の保障、( 自由業者の資格承認、( 大企業取扱方針の承認、( 日本領トーキング・ペーパー留考例「I」についての詳細な説明等未解決の問題については、交換公文により合意を図ることとしたく、またかかる一般的アツプランスによつてカバーされない個々の問題点については、日本政府より各企業に対し個別に回答ありたい旨要請。

( 2 ) これに対し当方より、( 1 ) 施設ライセンスの DE FACTO REVALIDATION は技術的にも困難であるが、日本の法令に従い、実質的には上記と同様の取扱いを行なう方針である、( 3 ) また交換公文による合意という点については、日本側は愛知大臣特マイヤー大使あての一方的書簡をもつて処理する<sup>( 2 )</sup>方針で諸般の準備を進

めてきている、そもそも日本側がとるべき措置には立法の必要なものも含むので、立法措置にさきがけて交換公文により法的な合意を図ることは絶対にできない旨指撥。先方は書簡の形式については考慮の余地あるも、関係業者は本件の協定化すら望んでいるのであり、彼らが直接国会筋に働きかけるのを思い止まらせる等業者の獲得に十分役立つ DEVICE が欲しく、いずれにせよ文言については事前に忝調と協議ありたい旨述べた。

- (3) 先方より INTERNATIONAL DAIRIES 社の同業に言及、当方より、農林省は従来の立場を譲つて、同社に対し 100% 外資の場合でも沖縄内に限り業務譲渡を認める（ただし、本土で営業を営むのであれば 50-50 の条件を課す要あり。）との立場を提示越した旨述べた（ただし、輸入クォーターについては、上記が本土の専業商を通じて割当てられるとの原則はまげられないので、同社の従来の実績は尊重されようが、協定の保障はできない旨付言。）。

(4) 当方より、海運業につきカボタージュは認められない旨指摘。

## 2. 航空問題

(1) 先方より、米側はカボタージュ一般の承認方の要請は強固するが、暫定期間としては7年(ノー・チャージ)を希望、また本土の地点と那覇間の GOVERNMENT CARGO、<sup>↓</sup>MILITARY CARGO の運送は承認ありたい旨述べた。

(2) 当方より、部内協議の上話し合いを開始すべきも、最終的合意は交渉全般との関連で行なわれるべき旨指摘。

## 3. VOA問題

(1) <sup>先</sup> 日方より、米側は在沖縄VOAの無制限存続を望むものではあるが、日本側から「暫定期間」の具体案につき提示があれば、米側が移転費用並びに移転先での施設建設費用等を一切負担せずとの条件で、移転につき話し合いに応ずる用意がある。ただし、(1)移転先の問題については、VOA <sup>(か)</sup> 沖縄を <sup>(い)</sup> 退き、他に移転先 <sup>(を求めて)</sup> といつた形 <sup>(が表に出ると)</sup>、いずれかの国に

BARGAINING POSITION を与えることは避けたく、また(付)沖繩V O Aが契機となつてフィリピン、台湾等極東地域全体にわた<sup>り</sup>、<sup>追い出しの</sup>圧力が強まるがごときことのないよう慎重を期する要ありと述べた。

(2) 当方より、新<sup>5</sup>た艦隊の建設費までも日本が負担するのは法的に説明が困難であり、V O Aの暫定期間内存続の点と併せ、国会の承認取付けはまず不可能なる旨説明。先方は、いずれにせよ、日本側の具体的提案をまつて細部についても協議したい旨述べた。

#### 4. 艦隊・区域

先方より、統合参謀本部、CINCPACの関係者とも話合つた結果なりとして、次の趣旨を述べた。

##### (1) 那羅軍港

同程度の港を他に建設するには50~70百万ドルの費用を要し、上記は日本兩國の負担限度をはるかに上回るものと思われる。また沖繩の兵站地域としての役割増大に伴い

STORAGE の増加も必要となつてゐるので、軍港部分の必要性は非常に高い。

(2) 逐次空港

マ<sub>3</sub>の基手続及び普天閣への移駐は考えたが、(1)沖縄のマ<sub>3</sub>は在日本、フィリピン間のA37のギャップを埋める対潜哨戒上の要<sup>と</sup>需<sup>と</sup>となつてゐるので、本土移駐は無理であり、(2)基手続については、向う2年間、空軍は費用切詰のため台湾等の基地を縮小して基手続に統合を行なう方針であり、使用増大が見込まれるほか、必要施設（監視場、エプロン、ハンガー、特殊機器機内施設）の建設（宿舎は別<sup>(1)</sup>）に1500万ドルを要する、また<sup>(1)</sup>普天閣については、移駐費用は1500万ドルであるが、滑走路、気象、急理条件等基手続に比して遜色がある等問題がある、むしろマ<sub>3</sub>移駐については、親善条約同条の特内の問題として処理することが、費用の面等からも得策ではないか。

（当方より、移駐費用を日本側が負担する

場合でも、その移転は困難をりやと質したに対し、スナイダーは、それが自分の印象である旨回答。）

以上のほか米側より、仮に返還空港を全面返還の場合でも、緊急の場合等必要に応じての同空港再使用の保証を求めたいと述べた。

(3) 与儀ガソリン・タンク

復毎日に返還の見込。

(4) マチナト住宅区域

同程度 of 住宅区域が米側が一切費用を負担せざる条件で他に建設されうる場合返還の用意あり。(当方よりの質問に対し200の枠外なりと回答。)

(5) その他の施設・区域

米側早々具体的に提示しうらむと思いが、米側は相当多数の施設・区域(一時使用演習地等を含む)の返還、面積削減を考慮している。

5 資産引継問題

附22日以降予定の資産引継交渉の席上米側より説明する由。

## △ 協定条文

スナイダーより、CONFIRMATION を要するものもあるがと前置きの上次の趣旨を説明。

### (1) 前文

日本側案にて合意。

### (2) 第1条（適用領域）

合意議事録において適用範囲を最終度で示すこととを協議する。  
（としたく、その文意はあらためて）  
（当方、これをただちに受諾するわけにゆかざる旨述べた。）

### (3) 第2条（条約の適用）

日本側案にて合意。

### (4) 第3条（離散・区域）

合同委における提供手続の遅延に備えなんらかのセーフガード条項が必要なりとの米側の立場は変わらない。

（当方より、かかるセーフガード条項は不要であり、小笠原方式は採用しえないとの日本側立場は変わらない旨再説。）

### (5) 第4条（請求権）

日本側が現地からの請求を合理的な範囲に整理されたことを高く評価するが、露和前種

償等についても、政府は盟会に対し将来追加支出はなかるべき旨コミットしており（なお、講和前後償に関する米露合同委を通じ、疏致も上記コミットメントに参画しかる由付言。）、日本側請求権の支払いは遺憾ながら困難である。EXPLOREすべき点としては面積/57エーカー、価額約/6百万ドルに及ぶ埋立地を日本が引継ぎ、海没地の復元補償等の支払いに充当する方策が考えられる（米側が上記埋立地を復旧前に売却することはしないと付言した。）。

(9) 第5条（裁判引継ぎ）

日本側<sup>52</sup>力を評価しており、最終的調令には接していないが、日本側案を受諾しうるものと思う。

7. 労務、航空管轄問題等

- (1) スナイダーより、8日 STG 会合に際し、米側より提出せる労務問題米側合意案中プランクになつてゐる「退職金」の項については、明22日以降の資産引継交渉の際一案を提示すべき旨説明。

(2) わが方より、電気通信関係のものについては、歴次米朝関係者に指授したとあり、地位協定及び合意<sup>書</sup>以上の要項には出られない旨指授。

5 在沖米軍部隊

(1) 当方より、最近国会等において、第7心理作戦部隊、第1特殊部隊群(グリーン・ベレー)、太平洋陸軍情報学校、SR7/運搬、陸軍混成サーヴァイス部隊(USACSG)等のいわゆる特殊部隊が論議の中心となっており、愛知大臣等より専ら抽象的なラインで答弁を行なってきたところ、齟齬の事情からして、各部隊の実態につき是支えない範囲で説明を行なわざるをえない状況になつているので、必要資料の提供等配慮ありたい旨要請。

(2) さらに当方より、(1)陸軍情報学校のごとく第三国の軍人に情報教育を行なうもの、及び一般に第三国人の訓練は安保条約の目的上も恒後はこれを許容しえず(先方は、その点は日本側の意に沿うべく十分考慮しおる旨回答)、(1)SR7/については、たとえば「開議

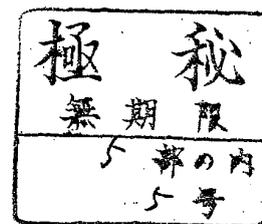
の任務は合法的な偵察、気象観測等に限られ、領海、領空侵犯は一切行なっていないとの趣旨の本国文書（たとえば、ロ-2艦に関する1960年5月11日付大使書簡のごときもの。）をえたい旨要望（先方考慮方約す。）、また（ハ）第7心通作戦部隊のごとく本国のサイミンソン小委の報告書ですら問題視されているものについては、国会審議に際しこれを DEFEND するのが困難なる旨要望（先方は、サイミンソンは本国政府の意見を代表するものではない、本部隊の任務は兵站、支援関係であつて、COMBAT OPERATIONを行なうわけではなく、かつ、日本にも分遣隊を有しており、安保条約の目的に反するものとは認められぬ。日本側がかかる部隊の撤去を要求するのであれば、佐藤・ニクソン共同声明中の韓国に安全云々にもかかわり、本國で問題となるべく返還交渉自体を撤回せざるをえなくなる、従つて本件は本國に報告しないと述べた。）、（ニ）米陸軍遠征グループについても説明が必要と要望（先方は「LOGISTIC活動なり」とのみコメント。）。

9. その他

防衛交渉（近々カーチス中将より陸軍府に対しアプローチがある予定の由）、琉球赤字問題（本報は処理する意向なしと述べた。）等についても言及。

10. プレス対策

協議の結果、「本日は全般的に話し合いをレビューし、協議を行なつたが、個々の問題については申し上げられない」との趣旨をもつて感答しておくこととし、また愛知大臣・マイヤー大使会談につき質問ありたる場合は、近日中に開催の予定とのみ回答。（後刻アメリカ局長より記者団ブリーフ済み。）



(官房長官ブリーフ用資料)

沖繩返還問題

昭和46.5.10  
アメリカ局北米第1課

4月26日の愛知・マイヤー会談、28日終了の財務交渉等を総合したところ、交渉の現状次のとおり、なお、明11日愛知・マイヤー会談を開き、さらにつめることとしている。

(1) 協定前文

日本側案にて合意の旨確認済み。(ただし一部文言につき米側は本国政府に請訓中。)

(2) 施政権返還及びその範囲

(1)と同じ。(返還区域の<sup>具体的確認</sup>は合意議事録による方針。)

(3) 施設、区域

(1) P3移駐については米側の反応まち。

14

(日本側は那覇空港の完全返還を資産交渉妥結の条件としている。)

(a) マチナト住宅区域については復帰後代替施設<sup>提供</sup> [redacted] を条件に<sup>(将来)</sup>返還を約してもよい旨米側は示している。(ただし財政負担過重を理由にわが方国内に異論あり。)

(b) 米側は、施設・区域の提供合意手続が復帰時まで<sup>現状のまま</sup>に完了しない場合にも [redacted] 使用しうる [redacted] との趣旨の保証をうることを要望している。日本側は、右は実質的に岡崎・ラスク方式となるのでとりえず、すべての<sup>提供</sup>合意手続は復帰日までに完了するとの建前であると反論している。目下 [redacted]

[redacted] 探索中。  
妥協方式

(4) 請求権

(講和前行貨変更に基づく復元補償)

米側より、問題は要求の妥当性ではなく、  
取得財源の問題があり、議会に対してもこれ以上  
の予算支出は行なわない旨の約束をしているので、  
困難な立場にあるが、対策を考慮中なる旨述べて  
この案を除いた  
条文案につき、本明日中位に米側に提示  
する予定。

(5) 資産引継ぎ条項

3 公社、基地外道路、行政用構築物の引  
き継ぎに関する条文案につき国内協議はほぼ  
終了し、本明日中位に米側へ提示する予定。

(6) 財政交渉

種々条件つきで協定明記分は300とす  
ることと一応話しがついているが、米側の

最終回答は未だない。

(7) 外資系企業、自由業

愛知大臣よりマイヤー大使あて書簡案に  
関し、琉球政府のライセンスの効力承認、  
輸入割当、酪農製品業、自由業者等の問題  
点につき対米、対内~~折~~衝中。

(8) V O A

米側は無期限存続の立場を変えていない  
が、強いていえば10年間の存続を要望、  
わが方は3年以上の暫定期間を考慮するこ  
とは困難なる旨指摘している。米側は移転  
費~~等~~は日本政府が負担すべき旨主張しており、  
双方の主張はなお対立している。

(9) 在沖米軍特殊部隊

第7~~〇~~理作戦部隊、第1特殊部隊群、

太平洋陸軍情報学校等のいわゆる「特殊な  
部隊」につき米側の善処を要望。（たとえ  
ばSR-71機についてはU-2機の際の  
如き声明発出等を考慮されたい旨要望。）



極 秘  
無 期 限  
字 3 部 の 内  
号

極 秘  
無 期 限  
8 部 の 内  
7 号

沖繩返還問題

(愛知大臣・マイヤー大使会談)

昭和46.6.2

アメリカ局北米第一課

2日午後行なわれた愛知大臣・マイヤー大使会談概要次のとおり。(アメリカ局長、条約局長、赤谷大使、スナイダー公使(注)が同席)

1. 上院対策

マイヤー大使より、最近来日のスコット上院議員から聞いたが、若干の議員が返還協定が否決されては困るので、上院に提出しないよう大統領に進言しようとしている由であり、自分としても憂慮している。ただし、沖縄と経済問題は絡ませたくないとの趣きを述べたので、愛知大臣よりも、上記議員の進言云々は初耳であるが、自分も上院通過を決して楽観視してはいないと述べた。(なお、マイヤー大使より、本2日夕刻総理大臣訪問の際上記につき申し上げるべき旨付言した。)

2. 突償問題

(1) 愛知大臣より、P-3についてはただ今大

親省から連絡があり、ジューリック特別補佐官が台北から柏木氏に電話で、ケネディ大使はP-3を追加費用要求をやめてそのまま移転させるとの考えをACCEPTするに至った趣なので、これにて320、P-3、請求権、第8項及びVOAについて全部実質的合意をみたというべく、これらの点につき確認をえたいと述べた。

- (2) マイヤー大使より、320、VOA、第8項についてはそのとおり<sup>と</sup>確認した後、請求権については、日本案が妥当なる旨何れもワシントンに申し送っている（たとえば、先日アーヴィン國務次官、グリーン次官補日本通過の際もこの点を強く具申した。）が、ワシントンでは下院の本件に関する実力者を説得する要ありとして未だ回答をよこしていないと述べた。上記に対し愛知大臣より、折角1つのパッケージとして解決を計つてきたのであるから、是非日本案どおりにして欲しいと述べたところ、マイヤー大使は、よく理解して

いるので極力努力を続けるべき旨を明らかにした。

- (3) マイヤー大使より、P-3については初耳だが、本当であればまことに喜ばしいことである。ここだけの話だがジョンソン國務次官はこの点きわめて熱心に日本のために動き、軍部説得に大きな役割を果たしている。財政面についても同じように努力しているのではないかと思うと述べた。

### 3. 残された諸問題

- (1) 愛知大臣より、パリでのロジャーズ國務長官との会談では協定の署名をドラマタイズするとの協議に集中したく、難しい問題は是非その前に片付けたいと述べた上、協定自体に係る問題はほぼ締着したとみてよいかと質問、第Y条の PAYMENT SCHEDULE (条約局長より、本日中に日本案を提示の予定)、その他若干の細かな問題以外はしかり、ということであった。

- (2) 協定そのものの以外の点については、マイヤ

一大使より、FEBQ、航空及び弁士（2、3の者が自分が加えられることを強く要求しており、トラブルを起しては困るのでなんとか解決したいと考えている。）の諸問題ありと指摘、愛知大臣、マイヤー大使とも、これらすべてを片付けるべく来たる4日マイヤー大使の一時帰国出発前に再び愛知大臣・マイヤー大使間で会談することに一致した。

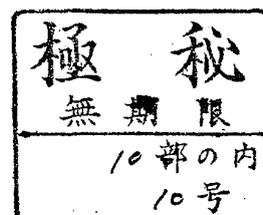
#### 4. 署名式

愛知大臣より、なんらかの形でニクソン大統領が署名式のテレビに出られることを是非望む旨述べたところ、マイヤー大使はただ今国務省でこの点につき努力中なる旨答えた。

#### 5. プレス対策

双方協議の結果、(1)マイヤー大使より、一時帰国の上ワシントンの各方面（議会を含む）と協議することを伝えた。(2)協定作成については、（外部との関係では）パリで継続討論されることとなっている項目（VOA、請求権、P-3等）以外は進展をみせた。(3)署名の日取りはパリで

愛知大臣とロジャーズ長官との間で決定されると説明することとした。



沖繩返還問題

( 吉野、井川・スナイダー会談概要 )

昭和46.6.5

アメリカ局北米第一課

6月5日朝行なわれた会談概要次のとおり。

( 当方 : 吉野アメリカ局長、井川条約局長、橋参事官、千葉北米第一課長、宮川安保課長、中島条約課長

先方 : シャーマン参事官、シュミッツ法務官ほか同席 )

( ※ 5日0EODあて電報せる事項 )

1. FEBOその他電波関係※

- (1) わが方より、愛知大臣、井出大臣と再度協議した結果であるとして、2周波( / 波は日本語放送、 / 波は英語放送 ) を認めるが、英語放送用周波数については暫定的に3年間に限り認可し、さらに更新の申請があれば、日本語の方は更新を許可し、英語の方は2年間につき SYMPATHETIC CONSIDERATION を払う ( 実際には認める ) との案を提示した。これに対し米側より、英語用周波数が暫定的に認められるにすぎない点について本国政府がいかなる反応を示すか不明なるも、上記案にて請

訓してみると述べた。しかしながら、同席の藤本電波監理局長より、実際問題として3年後の審査は委員会により行なわれることとなり、政府はこれをコントロールできない状況にあるので、むしろ現行法を本件のため改訂するより有効な手がなく、従つて英語放送については5年間暫定的に認めるといふ特別措置法を制定する以外に道がない。この特別措置法の立案趣旨を法制局その他に説明するための便宜として、日米間で文書により5年の期間を明らかにする必要があると述べた。よつて目下懸案になつてゐる愛知大臣・マイヤ一大使書簡において、(イ) F E B C は日本語放送のため引続き1波を保有する、(ロ) そのほか英語放送のため5年間に限りもう1波を与えられるといふ趣旨を謳ふ必要があるといふことで、日米双方合意し、その文案についてさらにつめることとなつた。

- (2) 軍用補助アマチュア無線については、本土における終戦後の例にならぬ、返還後2年間基地外の操作も許可することに合意した。

- (3) 米軍艦沖繩において最近新設したラジオ放送第2波については、わが方がこの廃止を求めたところ、先方はもう一度再考するよう関係方面を説得する旨応答した。

## 2. 防衛に関する取決め※

- (1) スナイダー公使より、29日に安保協議委を開催するという事、本件取決めに上院議員等に SELL できると思うが、そのためには新聞発表等のアナウンスメントのみならず、なんらかのフォーマリティー、たとえば愛知外務大臣、マイヤー大使間の書簡交換が必要であり、文言としては "S.O.G. APPROVED THE ARRANGEMENTS CONCERNING THE TRANSFER OF DEFENSE RESPONSIBILITIES AS EMBODIED IN KUBO-CURTIS AGREEMENT" といった表現が考えられると述べた。

- (2) これに対しわが方より、安保協議委においては本件取決めに承認（または採択）する（取決めの内容は公表される）のであり、米側の要求するよう大臣・大使レベルの署名は

必要なかるべし、しかし米側がフォーマリティを強く望むのであれば、「6月29日の安保協議委は日米両国防衛当事者間の討議の結果を承認（または採択）する。」との趣旨を取決めの前文として付け加え、その AUTHORITY の下に久保防衛局長、カーチス中將がサインを了するという手続で十分である旨述べた。結局今後上記兩案につき事務レベルで至急検討を進めることとなつた。

### 3. 航 空

スナイダー公使より、本国の訓令接到、コンチネンタルに関する O A B 決定が遅れている（ただし、署名に間合<sup>レ</sup>うと思<sup>レ</sup>う）ので表現振りに問題あり、追つて事務当局同志に協議せし<sup>め</sup>みたし、と述べた。

（注：後刻ランデ参事官より北米一課担当官に対し、上記訓令は大使館としても不適當と思<sup>レ</sup>い、目下本国に強く押し返している旨連絡があつた。）

#### 4. 国連軍施設・区域

スナイダー公使より、在沖米軍施設の若干(4)を復帰後国連軍協定により、国連軍施設として DESIGNATE しようとの点を確認したしと述べた。当方より、まず米軍施設・区域が確定することが先決であり、従つて(イ)返還協定署名後に、(ロ)使用の具体的目的につき説明を受ける等協議を行なつた上、(ハ)復帰日以降国連軍協定合同委で FORMALIZE すべきものである旨指摘。先方は従来本土において行なつてきたと同様にして処理することとしたしと述べ、本件については今後引続き検討することとした。

#### 5. 外資系企業

スナイダー公使より、若干の問題につき追つて事務当局同志で協議せしめたしと述べた。

(注：後刻ダットン書記官より、保険代理店セーガー及びヘンドリックス弁護士の取扱いについて要望あり、当方より、セーガーの件については米局長より大蔵省保険部長に検討方申入れずみ、弁護士については、法務省として

続

はヘンドリックスが継<sup>レ</sup>續して弁護士業務に従事していることを自ら証明すれば、問題は解決するとの立場であると述べおいた。

6. UNITED SEAMANS SERVICE CENTER (USS)

スナイダー公使は米本国からUSSをリストAに「NON-APPROPRIATED FUND ACTIVITIES」を行なう米軍機関（すなわち、地位協定/5条機関）への改組を条件とする旨のANNOTATIONを付して、記載すべしとの強い訓令に接している（米側は本団体をニューヨークのUSS（親たる公益法人）から切離し、利用者も地位協定の規定に適合するようしぼるとの意向）として配慮方要請。当方より、現在軍関係の機関でないものを施設・区域のリストAに記載することは困難であるが、米側のたつての望みであれば、「復帰日前までに地位協定の定める要件を充足する機関となるよう必要な改組を行なうことを条件として、Aリストへの記載を認める。」旨をトーキング・ペーパー等で確認する、あるいはAリストに同趣旨のREMARKSを付することが必要なる旨述べた。

7. ベックナー記念碑

当方の質問に対し、スナイダー公使より、昨日の事務レベル連絡をもつて日本側から承ることはすべて終り、自分の方からも在沖米側に対し、日本側の手配完了まで KEEP QUIET するよう要請した、と述べた。

8. P-3※

スナイダー公使より、昨日条約局長より移転費の早期支出についてのお話は早速ワシントンに電話しておいたが、この問題はなんとかなると思う。ただし、台風等予見しえざる事由で工事が開<sup>に</sup>合<sup>わ</sup>なくなつた場合は、暫定的に那覇空港をAリストに移すこととしたく、この点たとえば書簡の交換（非公表）等なんらかの CAVEAT が必要である、と述べた。当方より、米海軍当局が工事促進に協力してもらえるか否かにもよることであると指摘したところ、先方は技術的に工事計画明細を早期に確定することは困難であり、かつ、復帰の日も決つたわけではないからとして、上記のごとき文書を是非必要とする

旨述べ、結局文言につき双方でさらに検討することとした。

## 9. 請求権※

わが方より、日本側は外務、大蔵両省とも非常に立場がはつきりしている旨述べたところ、スナイダー公使は、本国において種々努力中であり、愛知大臣・ロジャーズ長官会談以前に国務長官に結果を報告する手筈となつている。なお、国務省の法律専門家は、財源について議会の APPROPRIATION の過程を避けることを可能とする新方式を発見した模様であると述べた。

## 10. F B I S

吉野局長より、F B I S については復帰までに軍の運営にかかるとなつていることが必要な旨指摘、スナイダー公使は、目下必要なペーパーワークを行ないおり、近く完了の予定であるが、北海道千歳の F B I S と同様のものとするれば、問題なかるべし（その場合、現行の在沖米軍基地の表示もそれに合せて変更する。）と述べた。

## 1.1 合同委員会で決定さるべき事項

当方質問に答えスナイダー公使より、協定署名後できる限り早い時期に協議、確定したいと述べた。

## 1.2 与儀P O玉タンクの返還

スナイダー公使より、本件につきまだ本国より最終訓令がきていないが、E S S Oの新施設工事完了の上与儀を返還する予定のところ、E S S Oの工事が復帰日までに完成しない場合は、これをカバーするなんらかの文言が必要である、と述べた。アメリカ局長より、与儀は数少ない目玉商品の1つであり、わが方がこれが復帰時において返還されることを強く整んでいる点を米側として常にKEEP IN MINDしてほしいと強調した。

縦密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	※ 総第 09 066 号
<b>極秘</b> 無期限	※ 第 559 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 JUN 9 15 50
※ 大至急 至急 普通 · LTF	※ 発電係 <i>混込</i>	

夫 一 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 <i>少張中</i> 外務審議官 官 房 長	主管 <i>11</i> アメリカ局長 <i>2</i> 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 <i>米局長</i> 起案 昭和 46 年 8 月 9 日 起案者 <i>結後</i> 電話番号 2464
-------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

協議先

条約局長 *本*

条約課長 *〇*

大使 臨時代理大使

在 *仙中山* 総領事 代理 *あて 補外務* 大臣 発 *代理*

電 報 在 *米牛場* 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 *あて*

件名 *沖繩返還交渉 (請求権)*

**限定配布**

工 9 日 井川・入・後一会議において、米側より提 ~~示~~ 示のあつた請求権に同様に提案次のよう。

(1) 冒頭 米側より、鋭意検討の結果 1896 年

漢

電信課長

昭和四十七年四月七日付  
極秘指定を解除した。

外務省アメリカ局長(事務) 深田 宏

字 済

吉野局長(井川)より

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七一 改正)

2月制定の「Disposition of trust funds received from foreign governments for citizens of U.S.」に基<sup>て</sup>て請求<sup>権</sup>に關する日本側の提案と受諾する<sup>こと</sup>が可能

と行<sup>つ</sup>た<sup>は</sup> ~~\_\_\_\_\_~~

~~\_\_\_\_\_~~ (と述べた上次の通り提案越した。

(イ) 日本側を<sup>4</sup>条<sup>3</sup>項案に次の通り追加する。

「Provided, however, that the total contribution to be made under provisions of this paragraph shall not exceed U.S. dollars 4 million.」

(ロ) 前記 Trust Fund 設立のためは、愛知大臣よりア仲大使宛に<sup>に</sup>次の如き~~不台表~~書翰の發出と要請<sup>す</sup>。

「日本政府は米政府による見舞金支  
払のため信託基金設立のため4百万米  
ドルを米側に支払うことである」旨の非公表書  
簡の送付を中要とする。

~~Mutual understanding of the two Governments that U.S. dollars 4 million of the total financial settlement will be provided to USG in trust to make ex-gratia payments USG undertakes to make under paragraph 3 of Article~~

7" General Accountants

(1) 本件書簡は米政府部内 ~~の事務上必要~~  
 とされた ~~ものであるが~~ 場合に提示するに  
 どうか、この場合も極秘資料として取扱  
 うものであり、日本側に ~~迷惑~~ となるような  
 ことはないことを assure いたし、本件書簡がない  
 と請求権に因り日本側の提案は受諾し  
 得ない。

(ii) Y 条に因り米側説明振りに因り、

\* (1) は米側内容の問題であり(本邦政府の意向を大きく反映)  
 米側は金の支出を4百に抑えることが出来る(言)、協定に  
 書く必要なく、かつ、不透明である。(口)に付しては、いかに Confidential  
 を書き加えたいと資金源について書くことは全く不可なり  
 難い旨強く表示した。

4

執拗に喰いつくし、  
 for necessary expenses including the  
 establishment of Trust Fund for the  
 ex-gratia payments to be made under  
 Article 4, <sup>の翻訳</sup>を追記して説明せざるを得ない  
 ことを了承願いたい。

(2) 右に對し我方より、前記(1)については了  
 承するも、(1)及び(2)については、~~同意せず~~  
~~強硬な反論の Trust Fund 設立のための措~~  
~~置は米側内部の手続の問題であり日米間で~~  
~~了解するべきことからして、強硬な反~~  
~~論は、米側は日米側が右に同意する~~  
~~を以て日米側の提案受諾は不可能とする旨~~  
~~説明すべきである。~~

(3) 種々汗流の後、別巻の草案文を以て

我方より前記(2)の書内事項に

反  
 170  
 く



012

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長	機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>極秘</b> 無期限	符号表示 (暗) 略 平	※ 総第 09 068 号	(*印欄内は電信課記入)
	部の内 <b>大至急</b>	※ 第 580 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 JUN 9 15 50	
		(大至急) · 至急 · 普通 · LTF	※ 発電係	

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 <b>米田</b> 起案 昭和46年6月9日 起案者 佐藤 電話番号 2464
---------------------------------------------	-------------------------------	------------------------------------------------------------

協議先  
**報局電**

在任中 **大使** 臨時代理大使  
総領事 代理 代理 代理  
あて **福田外務大臣** 代理 発

**電** 在米牛場 大使 臨時代理大使  
**報** 総領事 代理 代理 代理  
あて

件名  
**講後送還交渉 (清本)**

**[臨時] 注電第559号別電**

享濟

10



~~A~~ Confidential letter from Foreign Minister

The GOJ has agreed to Article 7 as a global settlement of the financial problems in connection with the reversion of Okinawa. It is the understanding of the GOJ that the USG will set aside 4 million dollars out of this global settlement to establish a trust fund for the USG to make ex-gratia payments in accordance with Article IV, paragraph 3.

~~2. No proviso in Article IV, paragraph 3.~~



機密

### 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

### 電 信 写

われわれを助けていただければありがたいと述べ、例えば、本件につきなるべく速やかに話合を行なうというような意志表示を国府に対して行つていただけないかと述べた。

これに対し、本大臣より、基本的には米国にめいわくをかけずに処理する自信がある。国府に必要とあらば話をすることは差支えないが、その時期は返かん協定調印前ということではなく、69年のサトウ・ニクソン共同声明の例にならない事後的に説明をするということとなるかと答えた。

2. 次に、「ロ」長官より、65の使途につき日本政府のリベラルな解釈を期待するとの発言があり、これに対し、本大臣よりできる限りのリベラルな解釈をASSUREする旨述べた。

3. 請求権問題に関連して、「ロ」長官は、本大臣の書簡を必要とする旨述べたので、本大臣より、本書簡は公表されざるものと了解してよろしきや、と念を押したところ、

「ロ」長官は、行政府としては、できるだけ不公表にしておくよう努力する所存なるも、議会との関係で、これを発表せざるをえない場合も、絶無ではないと答えた。よつて

極秘

### 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

### 電 信 写

本大臣より、本件書簡の表現振りについては、既に東京において一応合意に達した旨連絡を受けているが、これが公表される可能性があるというのであれば、表現も、よりしん重に考えたいと述べた。「ロ」長官は、日本政府の立場も理解できるので、米側の法的な要件をみたしつつ、日本側の立場をも配慮した表現を発見することは可能と思うと述べた。

4. 本大臣より、本日長官の返事についていただく必要はないが、返かん協定の発効日を4月/日とすることをオキナワけん民が一致して強く要求しており、日本政府としても、その事実に大きな関心を有するものであることをお伝えしたい旨述べた。

これに対し、「ロ」長官は、それは全く不可能ではないにしても、極めて困難であり、過早に協定発効日を論ずることは議会の反ぱつをまねくということも考慮しなくてはならない。しかしながら、オキナワけん民、および日本政府の意のあるところを考慮したいと答えた。

5. 次いで、本大臣より、調印日につき、わが方の国内事情を考慮し、一昨日もお話ししたとおり、ぜひとも/7日

機密

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に決めていただきたいと述べたところ。「ロ」長官は、本件については議会との関係上、われわれとしてはしん重にならざるをえず、かかる観点からすれば、/7日は決して最適の日とは思わない。しかし、日本側の事情を考慮し、/7日調印にふみ切ることとした。

本日右を発表することおよび、署名時間は、ワシントン時間午前8時、東京時間午後9時とすることに異議はないと答えた。よつて、本大臣より、本件は、今回の会談において自分が最も重要視していた問題であり、/7日調印にふみ切られたことについては感謝する旨述べた。

(了)

米也 / 佐藤の署名と連  
 0200

行化  
のまゝ

吉野局長

年々長 栗山

昨日の外務委員会における局長の御答弁に  
連し、今後在りては、(委員会ありては) 株  
案理事会におき、(追及ありては) 案に  
これより、(此に對して) ためりて  
別紙を準備致し、(伊要の範囲に) 判  
用して、(これによつて) 思ふ所を、

の吉野局長の答弁には、(本件書簡案は) 米側  
の案にとつて、(電報には) 「日本側案」と  
して、(これによつて) 示す。

(本件書簡案が) 日本側案であることは、  
先般、(肩代りして) 示す。

なり。

榎外のコメント  
の申渡意の下  
をい。

米例の一般的  
説くべきこと

本件について  
わが方の特約  
協定の関係  
を中

秋期  
無

外務委員会秘蔵理事会上提案の

外務大臣書簡案の内容とつづく

昭四七・四・十二

筆々長 栗山

一 本件書簡案の問題となる際、交渉の

米例は次ぐ三項を要求した。

由協定第四項、同項の甚しく米政府の

復之補償支払が四百万ドルを越えぬ旨を明記

有る。

(四) 日本政府は三億二千五百万ドルの中より四百五百万ドルを

米に政府による復元補償支払のための信託基金

を設立するための支払にその趣旨の外務大臣

臣が公表書簡を提出し米に政府内閣にお

ける説明用)

二、前記の米側の要求に対し、如何なる方針の策定を

この辺り表現  
は意報の文  
言とは異なる  
要するに、支那  
のこの種の基金  
的のものは、は  
支那技術の  
例題のあり、  
断片的な振

この項の修正の問題となり、(復元補償の金額が  
りくるとなるとは日本政府は判断しえず、従って日  
米間の合意する性質のものではない) 田の大臣  
書簡の発去のそのものは要する(少くも知  
信託基金の財源を支払うことについては脚邊  
あり、他米政府が復元補償の財源をどう  
どうの形を求めるとは米側次第の問題である

この項は、真意を伝えたいとして、説明可能

局長の局長の局長  
局長の局長の局長

指摘される可  
能性あり

本件を  
本質的に

事例の

上

あり

局長が

当

のため

おし

日本政府の関知するところではないとして反論し

三、もしならず、事例がより要求の固執し

方の交渉当事者が試案として作成し

件書の内容をある。(従って、事例を

しならず、日本側を」として、伊

正確に伝えているとは

四、本件書の内容は、その後の検討

理由の説明可能

外務省

以下は「日本書紀」  
のあはれの内容を  
おけしかりぬ  
との趣旨の  
逐文の対する  
説明

連絡の結果、少知方としては従来より基本的立
場、其のつぎ、あはれ文書より伊予互しとの結論と達し、
試案を正式として上げるとなく、はるかにあはれ
し、あはれ、交渉当事者の意のあはれと、そのと、敢て
て言えは、その書簡案は、在り諸案におよび、米側が
要あり、そのと、本質的の異なり、少知方、基本的
立場を、説明し、そのと、あはれ、あはれ、あはれ、

外務省

山協定が完了した後は日本と  
との関係が好ましい。

1944

外務省

ゆゑ結果、  
同い四百万  
ドルにおおそ  
も限額款の  
意味なること  
と要留意

るい。
復元補償の支払に限度を設けられたし
るい。
(四) 書簡の要する内容は、日本が信託基金のた
り四百万ドルを支払ふ。と云ふ趣旨に在る。
米子が三億二千万ドルのうち四百万ドルを信
託基金のたまりに留保するに日本が了解
する。と云ふ趣旨に在る。
(米子が) 等の事
内部の問題に在る

外務省

この点は前記  
の說明より  
めり有るに  
あらず。

右一才の措置に對し、少くも方針として格別異存

はなはとつゝ意味)

五、このよくなる案が米側の欲しむものとは程遠

か、このことは、米側の交渉當事者から日本政府の

訓令を越えざるものありと述べた首電報に

書かれたることを知り、明かす所あり。(この案

あり、日本政府の正式に對案となりて存する

とつて少少方針を条件に譲り強硬な交渉態度が  
米側を以て当初の要亦を撤回せしめると  
成功し得る原因がある。